

改元に関する対応について

平成 31 年 4 月 吉日
文化産業信用組合

2019 年 5 月 1 日（水）の新天皇御即位に伴い、平成から令和へ元号が新しくなります。元号が変わることに関する各種手続きを下記の通り、ご案内いたします。

文化産業信用組合として、お客様には極力ご不便をおかけすることがないように事前に準備を進めておりますが、一部やむを得ずご不便をおかけする場合がございます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 手形・小切手のお取扱いについて

（１）改元前（平成）に改元日以降（令和）の支払期日を記入した手形を振り出す場合

改元前（4 月 1 日から 4 月 30 日）に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日か改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、支払期日の「平成」表記を二重線で「令和」に訂正いただいても問題ありません。その際は、訂正印はなくても問題ありません。

（２）振出日が「平成」表記の手形・小切手を振り出す場合

改元後（5 月 1 日以降）に振出日が「平成」表記の手形・小切手を振り出す場合は、「平成」表記のままでも、「令和」に訂正してご利用いただいても問題ありません。「令和」へ訂正する際は、「平成」表記を二重線で訂正してご利用ください。その際は、訂正印はなくても問題ありません。

（３）新元号（令和）が印字された手形・小切手が改元前に振り出された場合

このようなケースはほぼないと思いますが、もし改元前に「令和」表記の手形・小切手を振り出す場合は、「令和」表記を「平成」表記へ訂正してご利用ください。この際は、訂正印はなくても問題ありません。

（４）年号表記について

改元後の年号については、「令和 1 年〇月〇日」でも「令和元年〇月〇日」のどちらをご利用いただいても問題ありません。

■ 「平成」表記の各種帳票について

「平成」表記の各種帳票を「令和」表記へ変更する際、新元号での印刷準備を行ってまいりますが、一定のお時間がかかってしまいます。その際に「平成」表記の各種帳票をそのまま「平成 31 年」と表記してご利用いただくか、二重線で訂正して「令和 1（元）年」でご利用ください。この際は、訂正印はなくても問題ありません。

手形帳、小切手帳については、「令和」表記で作成するのは、相応のお時間が必要であるため、改元後当面の間は「平成」表記の手形帳、小切手帳を発行いたします。何卒ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

以上